

国際研究交流大学村に関する規程を次のように定める。

平成 16 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

国際研究交流大学村に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国際研究交流大学村（以下「国際大学村」という。）に関して必要な体制を整備するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(国際大学村)

第 2 条 国際大学村は、独立行政法人日本学生支援機構が設置する東京国際交流館、国立研究開発法人科学技術振興機構が設置する日本科学未来館及び国立研究開発法人産業技術総合研究所が設置する臨海副都心センターの 3 機関（以下「3 機関」という。）により構成されるものをいう。

(国際大学村の運営)

第 3 条 3 機関は、国際大学村の国際交流、情報発信及び産学官連携の機能の有機的な連携を行うため、国際大学村に村長及び運営事務局を置く。

2 村長は、国際大学村の総意を代表する。

3 村長は、非常勤とし、無報酬とする。

4 運営事務局は 3 機関の輪番制により受け持つものとし、村長は運営事務局を受け持った機関が選任する。

5 村長及び運営事務局の任期は 2 年とする。

(連絡協議会)

第 4 条 3 機関は連絡調整を行うため、連絡協議会を設置し、必要に応じて開催する。

2 連絡協議会は、村長及び 3 機関の長をもって構成する。

3 連絡協議会に議長を置き、村長がその任に当たる。

(運営事務局)

第 5 条 国際大学村の運営に係る必要な庶務は、運営事務局が行うものとする。運営事務局は、他の 2 機関の積極的な協力を得て、村長、連絡協議会等に係る庶務を行うものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、3 機関で協議の上、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。